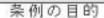
東京都の食品安全行政の現状について



東京都食品安全基本条例(仮称)制定に向けた基本的な考え方



「現在及び将来の都民の健康を守る」 食品の安全を確保することにより

3 つ の 基 本 的 な 考 え 方

事業者責任を基礎とする安全行政

科学的知見に基づく安全行政

関係者の相互理解と協力に基づく安全行政

事業者の責務

- 自主的衛生管理の推進
- 消費者への積極的な情報の公開。説明
- ・危害発生時等の的確、迅速な対応 など

都の責務

- 安全確保対策の総合的・計画的推進
- 都民、事業者との情報交流の促進
- ・国及び他の自治体との連携・協力 など

都民の役割

- 積極的な意見の表明
- 知識の習得と合理的な行動の選択
- 都の食品安全確保施第への協力

食品の安全確保に関する基本的な協策

- 施策の総合的・計画的な推進
- ⇒「食品安全推進計画(仮称)」の策定・公表
- ○調査・研究の推進
- ○情報の分析・評価 食品の安全に関する情報を収集し、都独自に 評価・分析を行い、その結果を施策に反映 ⇒「食品安全情報評価委員会」の設置 -
- ○生産段階の指導・農薬取締り等
- ○製造から販売段階にいたる監視・指導 (輸入食品を含む)
- ○広域的・機動的な監視・指導体制等の整備
- ○食品表示の適正化推進
- ○生産・製造情報の記録、保管及び伝達に関す る収組みの普及

危害発生未然防止の措置

NEW

- 知事の安全性調査 💌 生産から消費にいたる各段階で、必要な調査を実施 事業者の協力義務 ⇒ 調査結果の公表
- 知事の措置勧告 安全性調査の結果を踏まえ、事業者に製造方法の 改善等の措置を勧告 ⇒ 勧告内容の公表
- 自主回収報告制度 📟 製造者等の事業者が自主回収に着手したときに、知 事への報告を義務化 ⇒ インターネット等で公表
- 自主的な衛生管理体制の構築
- 緊急時の対応

情報の共有と交流・広域連携等

- 情報の共有と交流
- 情報の共有と交流の推進
- 事業者による情報公開
- 教育·学習の推進
- 都感意見の反映

国及び他の自治体との連携・協力等

- ○国及び他の自治体との広域連携の推進
- ○国への提案・要求の実施

その他

- 部民、事業者は活動にあたっては環境へ配成
- 食品衛生調査会を改組し、

「食品安全調査会(仮称)」を設置



食の安全・安心確保に向けた都の新たな取組み

食品安全情報評価委員会の設置

理化学や経済・流通の専門家、消費者代表等20名数名で構成する委員会で、都民からの情報や国内外の事例など流通全体の中で得られる情報を評価。重点的な検査・監視や都民等への情報提供に活用

平成 15 年 7 月、第 1 回委員会開催

食品衛生自主管理認証制度の創設

飲食店や製造・加工業者の自主的な衛生管理の取組を民間事業者が認証する都独自の制度を創設。食中毒が発生した場合に影響の大きい業種から順次導入

平成 15 年 8 月制度の運用開始。平成 15 年度は、豆腐製造業及び集団給食施設を対象

都民のための生産情報提供プロジェクト

協賛企業等との連携により、輸入食品等に係る生産地・使用農薬等の情報の提供を促進。 首都圏産品の安全確保のため、関係都県の広域的な協力体制を確立

検査・監視体制の再構築

都内流入食品の7割が通過する輸入倉庫・大規模流通施設に検査・監視を重点化し、食品の流通・拡散前に対応できる体制に転換

平成 15 年 4 月、検査・研究と監視を一体的に実施する組織として健康安全研究センターを設置

総合的な食品安全行政のための体制等の整備

食に係る消費者行政と検査・監視行政の一元化、食品安全対策推進調整会議の設置等による健康局、生活文化局、産業労働局、中央卸売市場など関係部署の連携、食品安全条例 (仮称)の検討

平成 15 年 4 月、 J A S 法の表示指導業務を健康局に一元化 平成 15 年 6 月、庁内連携組織として食品安全対策推進調整会議を設置

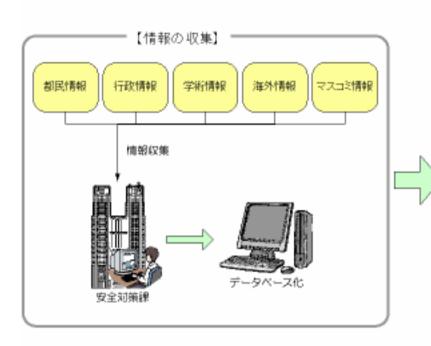
食品安全ネットフォーラムの開設

食に関する様々な問題について、都民や事業者が相互に情報や意見を交換し、討論を 行う場として、インターネット上に開設。都は、討論のテーマと関連資料を提示し、討 論への参加を募るとともに、討論の結果を食品安全対策に活用

平成15年8月、食品安全ネットフォーラム開設

平成 15 年度重点事業 (平成14年11月公表) その他の新たな取組み

食品安全情報評価委員会の概要



【情報の整理・集約】

評価委員会における検討課題候補

【リスク情報例】※

- 無事の加工食品中の残留農薬
- ○健康食品によるミネラル等の過剰摂取に よる健康影響
- ○微生物による食品汚染の実態など

派法による規格基準などにより規制されていない食品等の リスク情報を中心に整理・無約

【情報の分析・評価】





肝価委員会

- 課題の選定
- 課題の検討
- リスクコミュニケーション方法の検討

【設置の意義・目的】

? 食品等の安全に関するさまざまな情報を分析・評価 し、その結果を都の地域特性に応じた食品安全施策に 的確に反映させていくために設置

【委員会構成】

微生物や食品化学の専門家、消費者代表を含め、20名 以内で構成

【役割】

- 食品等の安全に関するリスク情報等の収集
- 食品等の安全に関するリスク情報等の分析及び評価
- リスクコミュニケーションの方法等に関すること。
- その他、食品等の安全に関すること。

肥価した情報については、次のような 提言を行う。

- A:何らかの行政対応を行う必要あり
- B:さらなる情報収集・調査が必要
- C:当百、問題なし

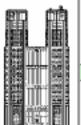
【リスクコミュニケーションへの反映】







・食品安全ネットフォーラム 食品安全都民フォーラム

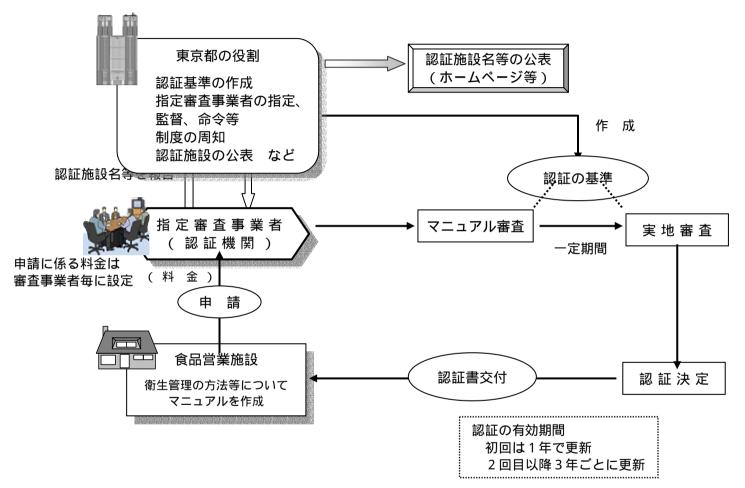


【個別の施策への反映】

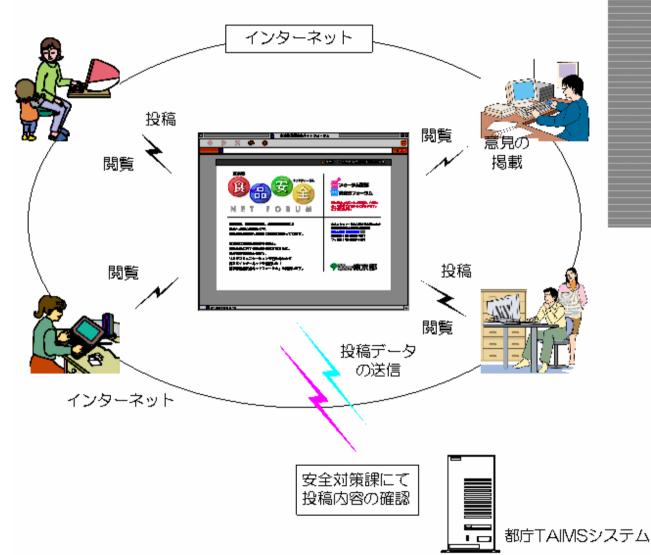
- ○重点監視モニタリング
- ○情報収集の強化
- ○都民への注意喚起
- ○事業者への技術支援
- ○国・業界への働きかけ

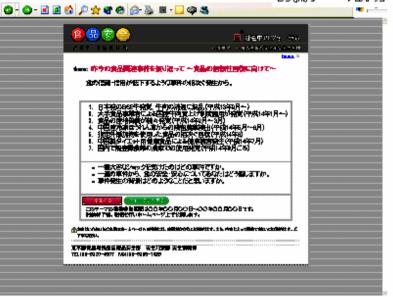
健康局長

く食品衛生自主管理認証制度の概要>



食品安全ネットフォーラム概要図





投稿フォーム

